

経済産業政策の新機軸 (EBPMの強化等) について

令和4年3月30日

経済産業省

1-1. 経済産業政策をめぐる環境変化 第1回経済産業政策新機軸部会資料より抜粋

- コロナ禍後に向けて、世界各国で「産業政策」を強化する動き。グリーン・デジタルを中心にこれまでにない規模と形式の政府支援策を展開。
- 我が国でも、この機をとらえ、長期低迷から脱却するため、あらゆる政策手法を総動員してこれまでの限界を超える「経済産業政策の新機軸」の検討が必要。
- アカデミズム、IMF、OECDなどでも従来の市場の失敗への介入を超えて、社会・経済課題の解決に向けて、政府が積極的介入をすることで民間投資を促したり、イノベーションを起こすことの効果の研究されている。



ダニ・ロドリック
 (ハーバード大学ケネディ・スクール教授)

- 産業政策を復興・再生する必要がある。
- 官民連携により正しい投資が行われ、民間部門でのイノベーションが起こる。



マリアナ・マツカート
 (ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン教授)

- 「**ミッション志向**」アプローチに基づく産業政策が、新たな産業を育て成長の方向性を決定する。
- 国家は「**ムーンショット**」によって、イノベーションの主導者たるべきだ(「**起業家国家**」)。
- 将来の経済・産業の発展は、**現在の産業政策**の意思決定に依存。

	伝統的産業政策	構造改革	経済産業政策の新機軸
目的	特定産業の保護・育成	市場環境の整備	多様化する中長期の 社会・経済課題の解決 (「 ミッション志向 」)
理論的根拠	「市場の失敗」の是正 幼稚産業保護	市場機能の重視 「政府の失敗」を懸念	不確実性への対応(政府による 市場の創造) 「政府の不作为」を懸念 (政府もリスクを負う「起業家国家 」) クラウド・イン (民間投資を呼び込む政府資金)
財政出動	中規模・中期	小規模・単発・短期	大規模・長期・計画的

- 体制強化やロジックモデル策定等により、**政府全体でEBPMを推進。**
- 経済産業政策の新機軸として、「市場環境整備」のみならず、国が**大規模・長期・重点支援**などで**積極的に市場に関与していく政策**を実施していくためには、

これまでのEBPMの取組に加え、

施策開始後、政策効果をモニタリングしてデータ等で検証できるようにし(究極的にはリアルタイムに)、**その結果を基に機動的に修正していく、アジャイル型の政策形成アプローチ**が重要となるのではないか。

- その際、**大規模事業について、以下の基本的な方向で重点的にEBPMに取り組む**ことが重要ではないか。 (→2-1~2-3)
 - ・ **開始後の検証に重点**を置き、期待される**政策効果の具体的指標を明確に設定し、検証するためのデータ**を取得していくこと、
 - ・ 政策当局のリソース制約に鑑み、**第三者機関の活用を強化**すること、
- 同時に、政策当局自身が**データを「使いこなす」データ駆動型組織へと進化**していくことが重要となるのではないか。 (→2-4~2-6)

2-1. ①政府全体としてのEBPMの取組の現状

- これまで政府内での**EBPM推進体制の強化**を図るとともに、**ロジックモデルの策定・公表**などを促進し、**各府省の取組事例の共有**を進めている。加えて、政策評価や行政事業レビューにおいてもEBPMの観点の取組も推進。これにより**各省の取組**も進みつつある。

①政府全体の体制強化

- EBPM推進委員会（平成29年8月～）
- EBPM推進統括官を各府省に配置（政策立案総括審議官等：平成30年度～）

②EBPM推進体制

行政改革推進本部事務局

- **一部予算事業等について、ロジックモデルの策定・公表**
(**全予算事業について、行政事業レビューシートの策定・公表**) *予算点検の観点から実施しているが、EBPMの目的とも共通
- **府省横断勉強会**の開催、EBPM推進委員会で各府省の**取組事例共有**
- 「**参考人制度**」を用意。各省庁の要望に応じて有識者に助言等を依頼できる仕組み。

総務省

- 平成30年度から「EBPM実証的共同研究」を実施。**毎年数千万円規模**の予算を用意し、**各省庁が利用できるよう募集**をかけている。現在まで延べ11テーマが採択されている。

経済財政諮問会議

- 令和2年10月にEBPMアドバイザリーボードを設置。（**改革工程表のエビデンス整備**）

③最近の動き

- 令和4年1月、行政改革推進会議の下に**アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するWG**を設置。

2 - 1. ②EBPMの新たな取組の方向性

- これまでの取組に加え、具体的には以下の取組が重要となるのではないか。
- **大規模事業については、その開始後に実効的な効果検証ができるよう「検証シナリオ」を重点的に策定し、公表。**

*政策効果・測定指標・データ取得方法を明確にし、対象者ともデータ収集についてあらかじめ合意。

- ✓ **開始後、あらかじめ定めた指標・集計データを政策当局が原則開示し、第三者からも検証を可能とする。**

*データの性格に応じた対象範囲など開示の具体的な在り方については要検討。

- ✓ **終了後に原則第三者が効果検証を行い、公表する。**

*効果検証が必ず真とは限らないが、政策当局がそれを受け入れない場合には理由の説明責任。

- ✓ **第三者機関の活用**など、必要な人材プール、資金プールの拡充を図る。

(参考) 海外政府の事例

- 海外においては、特にイギリスとアメリカにおいてEBPMの取組が進められている。
- イギリスでは政府横断的な組織において「**政府エコノミスト**」を一括採用して各省に配置。アメリカでは、新たにエビデンスを構築しようとする**政策当局への資金の配分**など、インセンティブ付けの仕組みを用意。
- 我が国においても**人材プール、資金プールの拡充**を検討する必要があるのではないか。

【イギリス（ブレア政権以降に活発化）】

- 「政府エコノミスト」
- 政策分析を担当する専門職の中でも代表的な存在。**政府経済サービス（GES）という組織で一括採用され各府省に配属される。**現時点で、**1,500人以上が活動**しており、省庁間異動も行われる。
- **政策決定に関わる経済分析を担当し、主として事前評価の社会的費用便益分析を実施。**各省の大臣から諮問され、助言。

【アメリカ（オバマ政権以降に整備）】

- ホワイトハウス内の行政管理予算局が、**毎年各省庁に通達する予算要求のガイドラインなどを通じ、EBPMの取組の取組を強化。**
- **新規エビデンス構築に向けたイニシアティブの募集と別枠予算（1億ドル）によるインセンティブ付け。**
- **階層付き補助金（Tiered Grant）の仕組み。**
*エビデンスの頑健性に応じて補助金を分配させる仕組み。

出典：「米国におけるEvidence-based Policymaking(EBPM)の動向」 独立行政法人経済産業研究所

「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆 - エビデンスの「需要」と「供給」に着目した分析 -」経済産業研究所

「イギリス政府におけるEBPM -政府エコノミストを中心として-」内山 融

「Working for Government Economic Service」GOV.UK.

2-2. 経済産業省における今後のEBPMの具体的取組の方向性

第5回経済産業政策新機軸部会資料より一部を抜粋

- まずは経済産業省において、**大規模事業**について、**開始後の効果検証に特に重点を置き**、以下のような取組を**先行して**進めてはどうか。

① 政策プロセスにおけるEBPMの深掘り

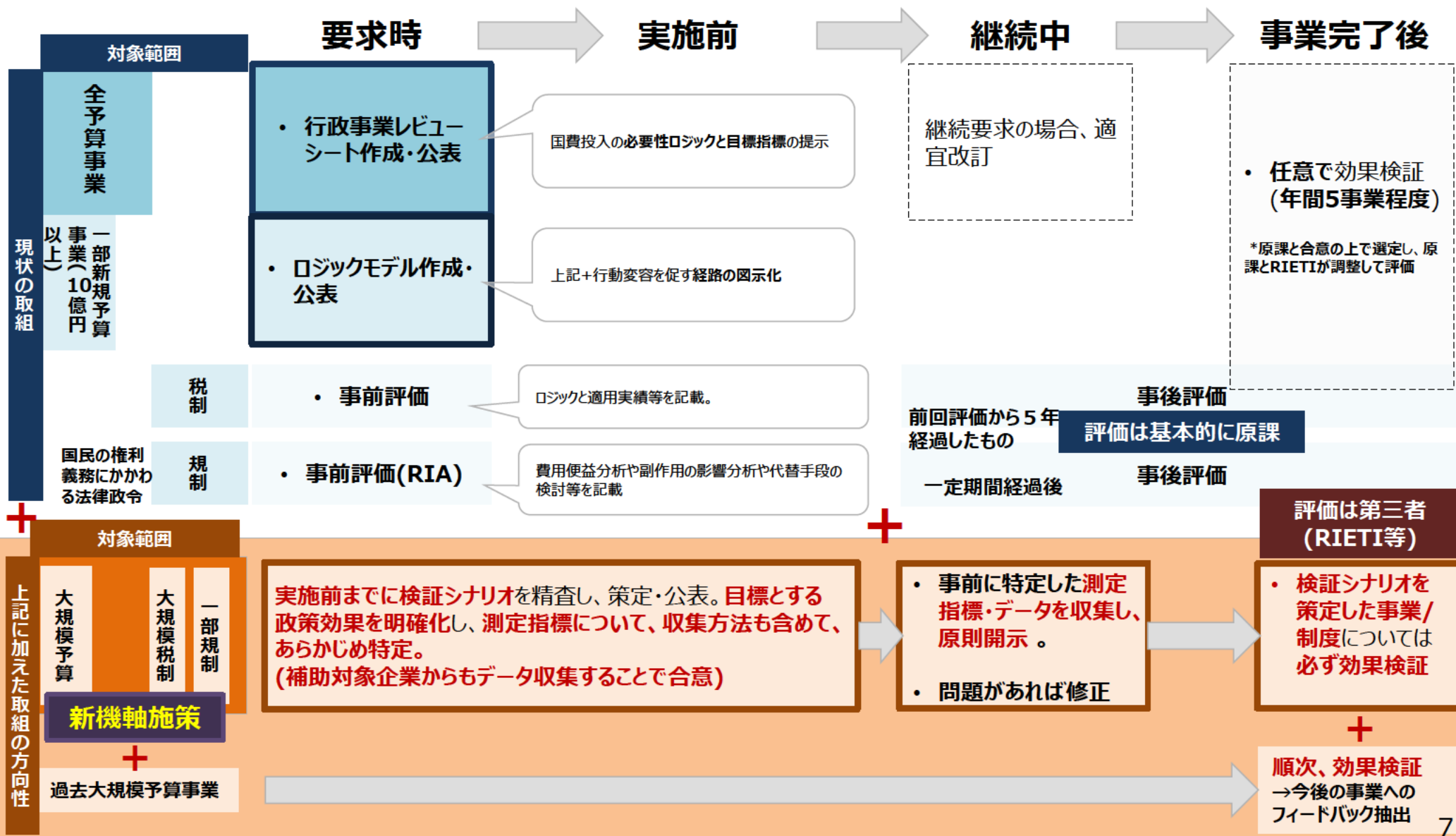
- 今後実施する大規模事業：**「検証シナリオ」*を策定**。
*政策効果・測定指標・データ取得方法を明確にし、対象者ともデータ収集についてあらかじめ合意。
- **事業開始後、取得された測定指標・集計データは原則開示。事業終了後は原則第三者が効果検証**。
- 「EBPM」については、狭義の因果推論モデルに加え、より**多角的な視点**からの効果検証を目指す。

② 第三者検証機関として独立行政法人経済産業研究所（RIETI）の体制を強化

- RIETIに**「EBPMセンター」**を創設。
- RIETIは政策研究機関として、**検証シナリオの策定時に検証手法等について伴走型で提案**を行い、**終了後に自ら効果検証或いは他の第三者機関に対して提案**を行う。
- 経産省施策の**分析結果を蓄積し、公表するとともに、既存文献や海外情報の収集、海外研究者とのネットワーク構築**も担う機関を目指す。

2-2. ①政策プロセスにおけるEBPMの深堀り

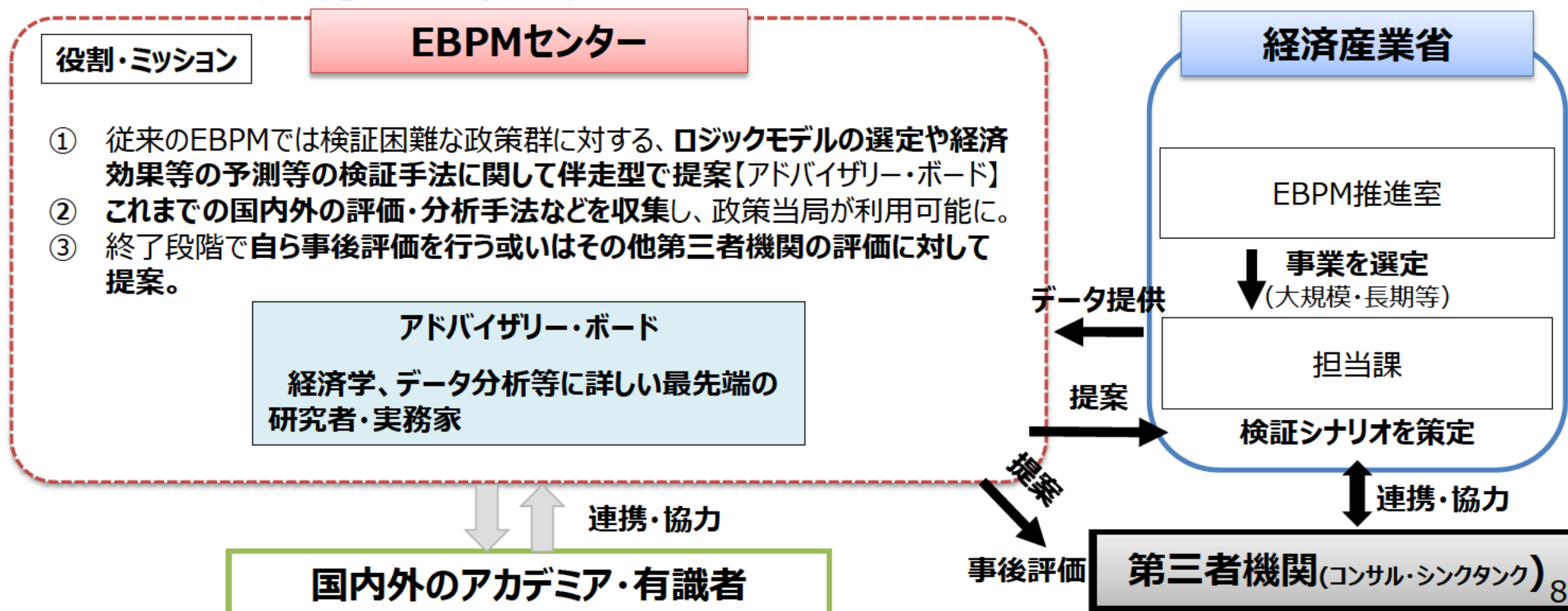
- 従来の取組に加え、**大規模施策について効果検証の「深堀り」**を行うこととしたらどうか。



2-2. ②第三者検証機関としてRIETIの体制を強化

- 2022年4月からRIETIの一部門として「**EBPMセンター**」を創設。経済学やデータ等の有識者からなるボードメンバーをあわせて設置。**検証シナリオの策定時から、政策研究機関としてEBPM案件の評価分析手法等について専門的知見に基づき積極的に伴走型で提案を行うとともに、事業終了後に事後評価を行うか或いは他の第三者機関に対して提案を行う。**
- また、過去の大規模案件についても経済産業省からの要請に応じて事後評価を行う。事後評価や分析手法や内外の専門家のネットワークをストックして**一元的な参照を可能に。**

RIETI EBPMセンター発足後のイメージ



2-3. 方向性のまとめ① EBPM

- **EBPM**については、**これまでの取組に加え、以下のような方向性**が重要となるのではないか。

- ・大規模事業について、その開始後に実効的な効果検証を可能とすることに特に重点を置き、そのために測定方法なども含めてあらかじめ指標等を明確化すること
- ・上記にあたっては、
 - ✓ 第三者機関の活用など、**外部人材のプール（伴走型で支援）や資金プールを拡充**して、現場でのリソース制約というボトルネックを解消すること
 - ✓ EBPMの分析結果は絶対ではなく、その**限界は十分に認識**した上で、**事後検証の客観性と政策当局の説明責任を担保**すること
 - ✓ すべての事業について、**一律の取組みとするのではなく、漸進的に大規模事業から「深堀」していくアプローチ**とすること

(政策当局による政策立案段階からのデータ分析等については2-4～2-6)

- 経済産業省としては、上記の方向性を踏まえた具体的な取組を**先行して進める**。

2-4. 政府の将来像 データ駆動型組織に向けた現状と課題

- 今後、デジタル化が進み、様々なデータが利活用できるようになれば、

政策立案段階からデータにより正しい課題分析を行い、前述のEBPMのように実施後の効果を(究極的にはリアルタイムで)データで検証し、必要な軌道修正を図ることにより、**効果的なターゲティング**や**変化への対応に優れるデータドリブンな政策立案が可能**となる。

(例) 属性別のきめ細かな消費性向を把握することによって、どのような分野にどのようなインセンティブ(資金や時間や手続き緩和等)をどれだけ投入すれば最も効果的に消費喚起につながるか等を検証して政策立案ができ、その後の変化をデータで取れば、それに応じて対応を変化させていくことも可能となる。

- そのためには、**政府自体がデータを使いこなすデータ駆動型組織へと進化**していくことが必要。
- 一方で、**以下の様々な課題**がある。
 - ✓ 行政手続等から得られる**行政保有データ**について、そもそも**手続き自体がデジタル化されていない**ケースも少なくなく、**省庁内でも「リアルタイム」に使えるデータとなっていない**。
 - ✓ さらに、**システム間/データ連携の仕組みがなく**、かつ、**目的外利用についてのルールが厳しい**或いは**事業者との関係で明確な合意がない**ことから、他省庁や執行する独立行政法人等の**様々な有用なデータ**を使える環境となっていない。
 - ✓ 基礎的な経済データや有用な**民間データ**を活用して、それらを**簡単に「見える化」し、分析するためのツール**が十分に提供されていない。
 - ✓ こうしたデジタル化・データ利用についての**職員のリテラシー**が十分ではなく、それを支える**研修等の仕組み**が十分ではない。

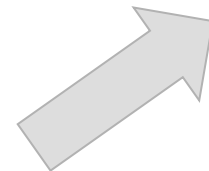
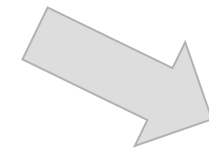
2-4. 政府の将来像 データ駆動型組織に向けた基本的方向性

- このため、①行政サービス(フロント)からバックオフィス、すなわち**入口から出口までのデジタル化**、②**データ利活用環境の整備**、③**組織全体のデジタル能力の底上げ**を**三位一体**で進めていくべきではないか。

①入口から出口までの
行政手続のデジタル化

②データ利活用環境の
整備

③組織全体のデジタル
能力の底上げ



データを使いこなす
データ駆動型組織

2-4. 政府の将来像 ①入口から出口までの行政のデジタル化

③組織全体のデジタル能力の底上げ

- 政府自身が、様々な補助金・規制等のフロント手続き(入口)から、それを支えるバックオフィス(出口)までのフローを**首尾一貫してデジタル化**し、利用者の利便性や自動化等による効率化を図りつつ、**デジタル・データとして集積**していく必要がある。
- これらを進めるにあたっては、インハウス開発も進めつつ、**最後は各現場でローコード・ノーコードベースでのデジタル化を進める必要がある。各機関でのデジタル推進組織の強化、職員研修など組織全体でのデジタルリテラシーの向上が鍵**となるのではないかと。

国民・事業者等から行政機関等への行政手続については、令和7年までに原則オンライン化することとされている。

規制改革推進に関する答申 ～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～
(令和3年6月1日 規制改革推進会議)

6. デジタルガバメントワーキング・グループ

(1)書面・押印・対面の見直し

ア 書面・押印・対面見直しの確実な推進

書面・対面の見直しについては、民間から行政への手続の中で、**オンライン化されていない18,612種類のうち、各府省において性質上オンライン化が適当でない**と考える432種類を除く**18,180種類については、令和7年までにオンライン化する方針が示されている**。これらについては、可能な限り前倒しを図りつつ、確実にオンライン化を実現すべきである。

規制改革実施計画 (令和3年6月18日 閣議決定)

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日)」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

デジタル臨時行政調査会にて提示された

「デジタル原則の点検の方向性①：デジタル完結・自動化原則」

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、**デジタル処理での完結、機械での自動化を基本**とし、**行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現**すること。国・自治体をあげて**デジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応**を進めること。

デジタル庁では3分の1の人材を民間から採用、幹部にもCxOを設置し、ITプロフェッショナルの知見を導入。



(出典) デジタル庁資料より

2-4. 政府の将来像 ②データ利活用環境の整備 ③組織全体のデジタル能力の底上げ

- 政策効果をデータで検証するに際し、事業者の企業秘密等を担保しつつ、政策効果を分析するために様々なデータを横断的に利活用できる環境が整備されておらず、これらの課題をシステム面・ルール面・人材面からも着実に解決していく必要があるのではないか。
- さらに、将来的には、補助対象事業者等から、同意を得た上で、当該事業者が利用する財務会計・労務等の民間クラウドサービスを介して、秘匿化されたデータを取得し、「リアルタイム」で政策効果を検証していくことも考えられるのではないか。

<課題>

- 統計や税制や補助金執行など行政機関が保有するデータ、独法が保有する執行データ、民間企業が保有するデータなど、様々なデータを横断的に使って分析することに様々な制約。

【データ環境の制約】

- データ形式がバラバラでクロス分析することが難しいケースが多い。
- 企業秘密を秘匿化し、分析結果だけ得られれば良いケースも多いが、そのような機能が実装されていない。
- 経済指標や消費者動向等の基礎データも含めて「見える化」・分析するツールが十分に整備されていない。
- 将来的には事業者から同意を得て民間クラウドサービス事業者等を通じて、「リアルタイム」にデータを取得することも考えられるが、そのようなAPI連携が実装されていない。

【データ利用ルールの制約】

- 事業者等との関係で様々なデータを横断的な分析に活用することについての合意が明確でない。
- 行政機関や独法間のシステム/データ連携のルールが整備されておらず、目的外利用申請等のコストも大きい。

【データ利活用人材の制約】

- 職員がどのようなデータを活用すると政策効果を高められるかといった仮説を構築・分析するリテラシーが不十分。
- データ分析基盤の構築や、高度な分析を可能とする高度人材が不足している。

(参考) 様々な行政機関が保有する事業者データの分析利用について

- 統計、税務、社会保険など、政府が保有する事業者データについて、他機関がEBPM等でクロス分析しようとする**と目的外利用となる等、その手続きに高い壁。**

例: 補助制度を利用した企業の生産増加効果の把握、税制の適用効果の把握、開業や雇用増加効果の把握

- 手続きの**ワンスオンリー化**やID及び事業所の**ベースレジストリーの整備**を進めつつ、**事業者側の同意や秘匿性の担保を前提**とした上で、①**目的外利用の要件緩和**や**手続き簡素化**、②**システム間連携による利便性向上**等が必要となるのではないかと。

制約の例

● 統計データ

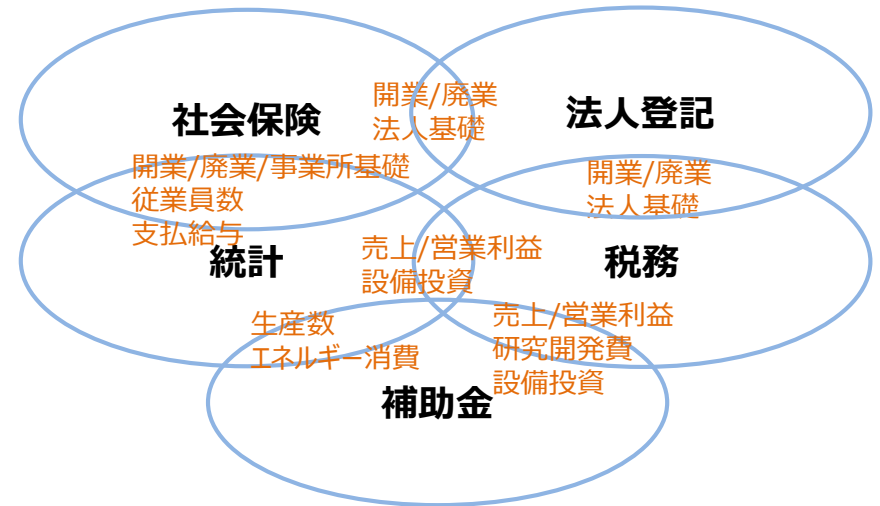
統計調査で得た情報は統計作成目的での利用のみが基本。**新たな統計作成や学術研究など極めて限定的な範囲**で、二次利用が可能。

* 経済産業省内の処理期間は事前相談からデータ取得まで2週間～1カ月超

● 税務データ

税務申告で得られた情報は国税通則法等により**守秘義務が規定**されており、目的外利用は認められていない。**他国では研究目的等で他省庁にも開放。**

システム間連携により基礎データをワンスオンリーで共有することで事業者側の負担軽減を図るとともに、それぞれのデータによるクロス分析が可能に(イメージ)



デジタル臨時行政調査会にて提示された「デジタル原則の点検の方向性⑤：共通基盤利用原則」

⑤-2 **目的外利用規制を整理**することで、**システム間のデータ再利用**を可能とすること

2-5. 経済産業省の今後の取組 ① 入口から出口までのデジタル化

- 経済産業省関連の手続きについては、企業単位の統一的なID・パスワードでログインできる**gBiz ID**を原則採用。補助金申請についてはオンライン申請システム「**Jグランツ**」を開発してデジタル化を進める。バックオフィスでは、勤怠管理や会計等についてインハウスでの**アプリ開発**を行い、業務効率化を推進。
- 規制等の**大規模手続き**については、保安・貿易管理などの分野において**専用システム開発**を進めており、利便性の向上・業務効率化とともに、デジタル・データの蓄積を目指す。
- さらに、**多くの小規模な手続き**については、ローコード・ノーコードベースでのインハウスでの**アプリ開発**ができる**プラットフォーム(Gビズフォーム)**を活用してデジタル化を進める方向。

<Gビズフォーム導入のメリット>

維持費が安価

- 情報室が構築する共通のプラットフォーム上に、アプリとして開発。
- 一度アプリを開発すれば、各アプリ側ではライセンス料のみで維持・運用が可能。

<Gビズフォームを利用したシステム化のイメージ>

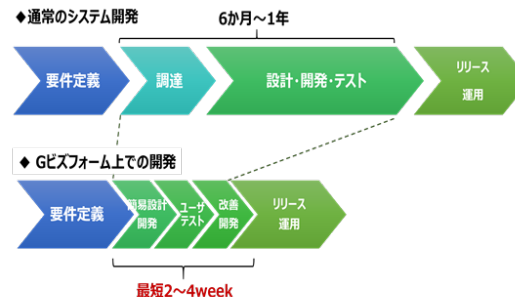
各行政手続きの申請アプリを、プラットフォーム上に構築。



開発期間の短縮化

- 類似手続の要件・実装に活用することで、低コスト・スピーディーに開発可能。

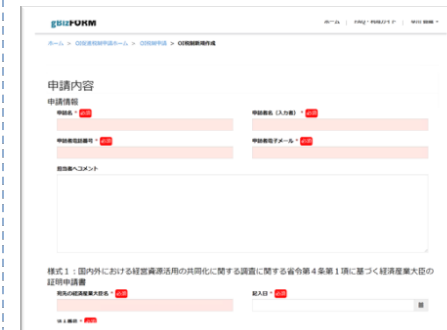
<Gビズフォームを利用したシステム化の流れ>



システム改修等が容易

- 法令や制度変更による軽微な修正は、ベンダーに頼らず改修可能。

<申請画面イメージ>



デジタル臨時行政調査会にて提示された「デジタル原則の点検の方向性⑤：共通基盤利用原則」

⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること

2-5. 経済産業省の今後の取組

② データ利活用環境の整備：gBizINFO、データ可視化ツールの整備

- gBizINFOに**法人データを集約**し、オープンデータとして情報提供し、順次拡充。
- また、インターネット上に公開されている**主要経済指標等**について、**データの可視化作業を効率化**し、職員の負担を軽減しながら**データ利活用につなげる**。

【Gbizインフォ】

- ✓ 法人番号に紐づけた行政が保有する各種オープンデータを一元的に検索可能にするデータベース。
- ✓ EDINET等の行政機関のデータともAPI連携しており、**上場企業の財務情報や株主情報なども格納**。
- ✓ Open APIの公開により、**民間企業も法人データを利用可能**。



（独）国立印刷局と連携し、**官報に掲載される中小企業の決算情報**についても、令和3年12月より順次掲載を開始。

【データ可視化】

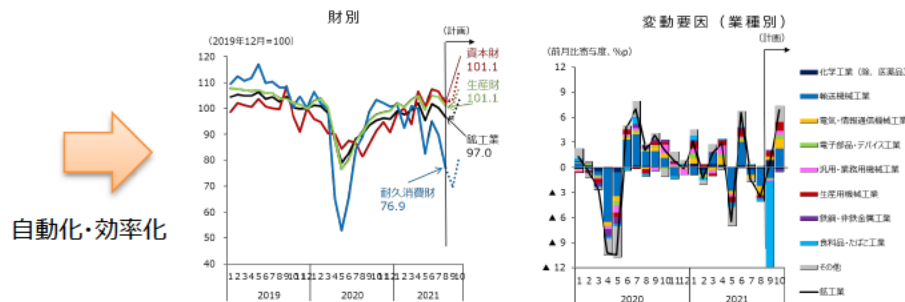
- ✓ データの取得の自動化、可視化の効率化によって**職員の負担を軽減**しながらデータ利活用につなげる。

<可視化のフローイメージ>

例) 鉱工業指数統計 (https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/ip/b2015_result-2.html)



Web上のExcelデータを利用する例

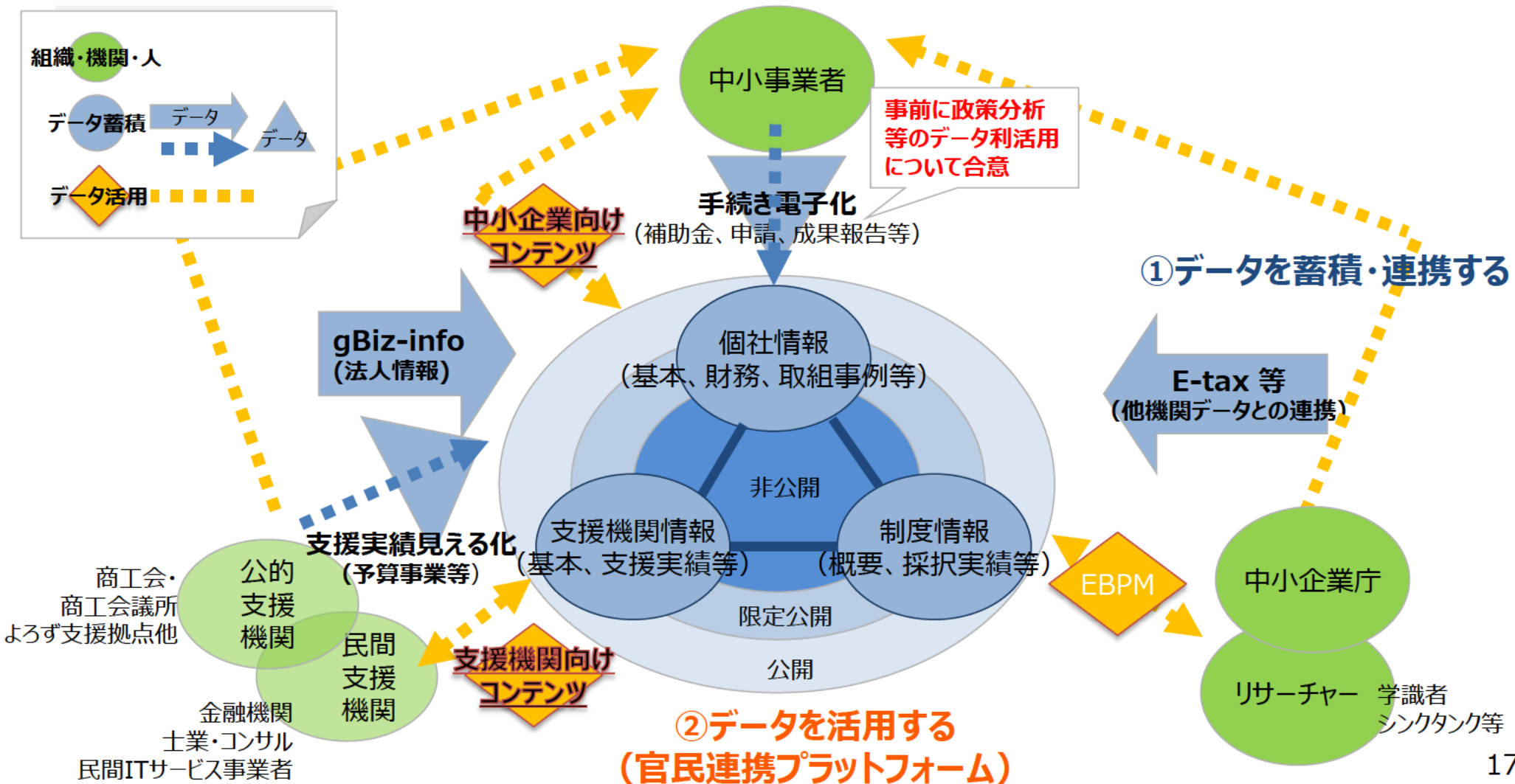


自動化・効率化

2-5. 経済産業省の今後の取組

②データ利活用環境の整備：ミラサポコネクト構想

- 補助金申請等に係る**中小事業者のデータ**を、官民連携プラットフォーム「ミラサポコネクト」に**一元的に蓄積・連携**し、EBPMを含む**様々なデータ利活用**の実施を目指す。



2-5. 経済産業省の今後の取組

② データ利活用環境の整備：消費インテリジェンス

- 消費喚起策の分析力を強化するため、**民間データを政策立案に活用**。具体的には、行政が活用しやすい形にするための**民間データの設計に変更を加え、他部局がデータアクセスできる基盤を構築**。
- **政策立案部局におけるデータ分析・解読能力の向上を図るとともに、査定部局においてもデータに基づく説明を求める風潮を醸成していくことが重要**。

■ 利用可能な民間データの例

NRI 生活者 1 万人アンケート

(3年毎の調査、約20年分の長期トレンドが把握可能)

◆ 主な項目・特徴

消費者の生活価値観や消費実態の全体的な構造を把握するため3年に一度行う、大規模調査。

◆ 対象

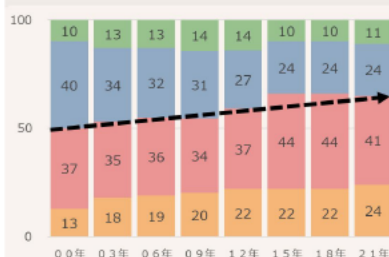
全国15~79歳 1万サンプル (計8回の約8万データを保有)

◆ 時期

1997年より3年おきに調査 (9回目を2021年に実施中)

2000~2021年の消費者価値観の推移

消費スタイル構成 (%)



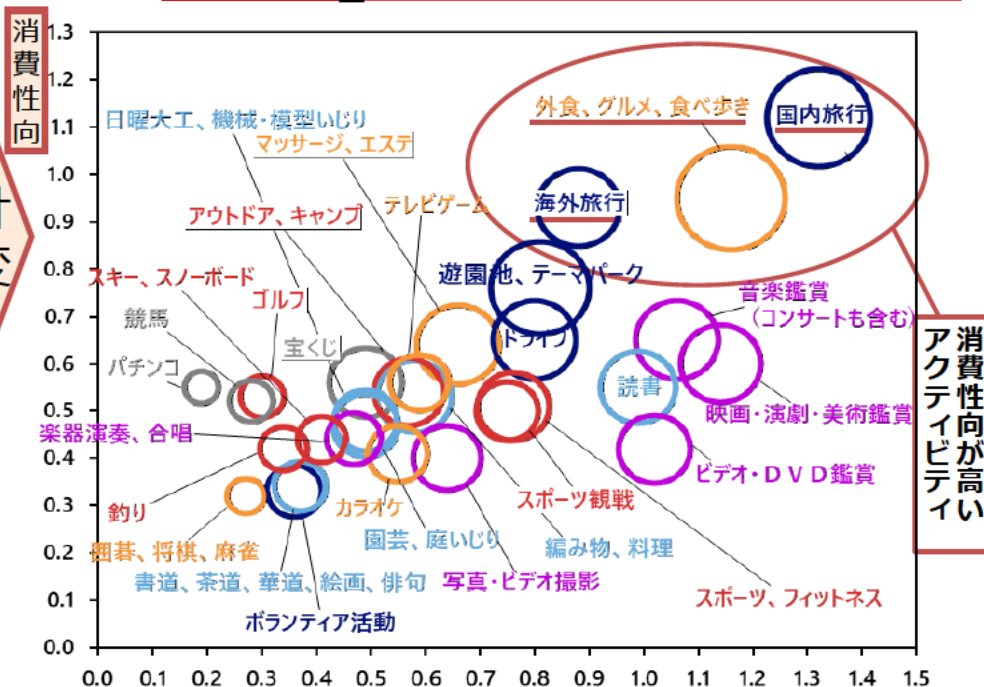
消費スタイルは、2000年の安さ重視(青+緑)から、年々、**高くてよい(赤+橙)にシフト**。

物価上昇の度合いと比べると、**商品価格の値上げ余地が考えられる**

設計
改変

■ 政策立案への活用のための設計改変

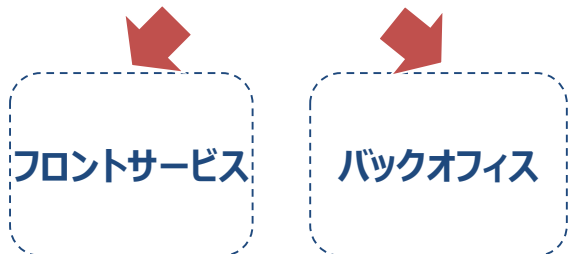
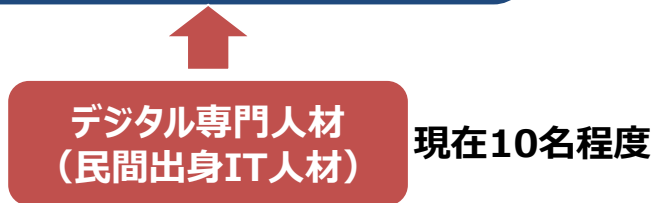
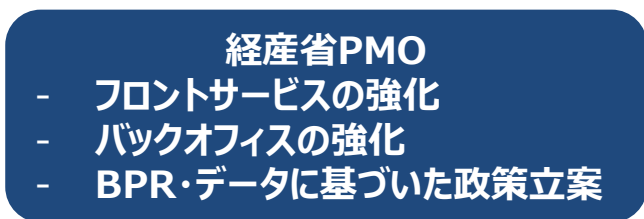
消費喚起策の分析のため、各アクティビティに**興味をもつ消費者**に対して、**消費性向 (10万円を受け取ったとしたら、各アクティビティにどのくらい使いたい)**を追加調査、**クロス分析結果をわかりやすくチャート化**



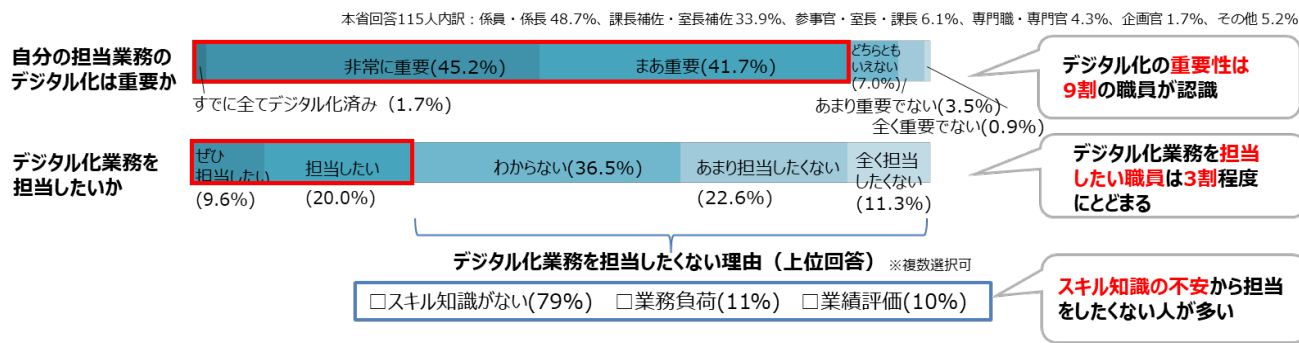
2-5. 経済産業省の今後の取組 ③組織全体のデジタル能力の底上げ

- 経済産業省では、職員のデータ分析研修の実施、デジタル化を推進するための専門人材の採用、中小企業庁のDX室の設置などに取り組んできたところ。
- さらに現場ベースでもデジタル化を進め、データを使いこなせるよう、デジタル化推進組織の拡充に加え、**原則全職員を対象としてデジタル研修**を行い、到達度を確認するなど、経済産業省が必要とする人材像の具体化とあわせて検討していく必要があるのではないか。

【経産省のデジタル化推進組織の体制】



【経産省職員のデジタル化業務に対する意識】



出典：経産省内補佐以下職員を対象としたデジタル化に関する任意アンケート
(回答数：本省115人、回答受付2021年12月8日～16日)

【民間企業のデジタル人材の育成の例(報道ベース)】

- 特に危機感を強めている金融系は積極的な取組。
- ・三菱UFJ銀行 **全行員**にリテラシー研修、コア層には専門スキル研修
 - ・あおぞら銀行 **全ての役職員**にIPAのITパスポート取得を視野にデジタル研修
 - ・SOMPOホールディングス **全社員**にDX研修を実施

2-6. 方向性のまとめ② データ利活用

- EBPM等の前提として、**行政機関が政策立案段階からデータを使いこなす「データ駆動型組織」に進化**していくためには、以下の方向性が必要となるのではないか。

- ・規制・統計・補助金等**行政手続きをフロントからバックオフィスまでデジタル化し、事業者にとってのワンスオンリーや業務効率化を実現しつつ、これら行政保有データのクロス分析を可能とすること(小規模手続のデジタル化はローコード・ノーコードのプラットフォームを活用して現場レベルを巻き込んでインハウスで対応)**
- ・**行政機関間・執行法人のシステム間/データ連携**に向け、ベースレジストリーやAPI等の**システム整備を行うとともに、データ分析にあたり、目的外利用の要件緩和や手続き簡素化、事業者等との関係での同意やデータの安全利用などのルールを整備**すること、
- ・**経済データや消費者動向等の民間データについて、政策立案段階から利活用できるような民間データ事業者と連携し、分析ツールを拡充提供**すること、
- ・**政府全体でのデジタル能力を底上げ**していくため、**専門家採用などのデジタル化推進体制の強化、職員へのデジタル研修等**を整備すること、

- 経済産業省としては、上記の方向性を踏まえた**具体的な取組を先行して進める。**